

# スチュワードシップ活動諮問委員会議事録

開催日：2019年6月6日

審議内容：

1. 【諮問】 議決権行使ガイドライン解釈の適切性について
2. 【諮問】 不祥事企業への対応方針について
3. 【諮問】 株主提案への対応方針について

答申及び対応概要：

以下の通り、外部諮問委員による活発な議論、答申を頂きました。

## 1. 【諮問】 議決権行使ガイドライン解釈の適切性について

|      |   |
|------|---|
| 諮問内容 | 議決権行使の行使判断に際して、ガイドラインの例外基準を適用すべきケースや、ガイドラインに適用すべき基準が無いケースが発生することがあります。当諮問委員会においては、そうした議案に係る行使判断プロセスが適切であるか否かについて確認頂きます。<br>今回は2019年6月株主総会における事案の中から、以下の諸点について審議頂きました。<br>(1) 取締役選任にかかる例外基準「基準未達の要因が、経営者要因でない場合」の類型の明確化<br>(2) 3期連続業績基準抵触企業に対する例外基準適用  |
| 答申   | 取締役選任に係る例外基準で定める「経営者要因でない場合」を、外部環境に起因する構造的な問題を抱える特定の業種（構造不況業種）について適用する場合には、一定の規律を定め当諮問委員会による確認を得た上で行う運営とすること、との答申を頂きました。また今回の事案については判断プロセスに問題は認められないとの答申を頂きました。<br>3期連続業績基準抵触企業に対する個別の例外基準適用については、具体的に2銘柄について審議頂きました。業績基準に抵触した背景とその持続性、今後の業績回復の蓋然性などについて両銘柄ともに判断プロセスに問題は認められない、との答申を頂きました。但し、今後、業績計画と実績との乖離が大きくなった場合には、判断を見直す点に留意した運営とすべき、との付帯意見を頂きました。 |
| 当社対応 | 「経営者要因でない場合」の扱いについて、構造的な要因であるとして特定の業種について適用する場合には、当諮問委員会による確認を得た上で行います。また、3期連続業績基準抵触企業に対する例外基準適用については、留意事項を踏まえた運営といたします。  |

## 2. 【諮問】 不祥事企業への対応方針について

|      |   |
|------|---|
| 諮問内容 | 独禁法、社会問題、不適切会計、品質問題など不祥事が発生した企業の議案に対する行使プロセスが適切であったか否かについて、審議頂きました。   |
| 答申   | 取締役選任議案に対する賛否を決めるタイミング（調査中或いは係争中か否か）、リーニエンシー制度（自主申告制度）活用の場合の賛否の考え方、責任を問う対象とすべき候補者についての考え方など幅広く議論頂きました。今回の6類型について判断プロセスに問題は認められないとの答申を頂きました。 |
| 当社対応 | 不祥事企業に係る議案に対する行使判断プロセスについては、今後も適切な運営を維持いたします。   |

### 3. 【諮問】株主提案への対応方針について

|          |  |
|----------|--|
| 諮問<br>内容 | 当社の株主提案に対する基本的な考え方は「中長期的な株主価値の最大化に繋がるかどうかの観点から、会社提案と同等に議案判断をする」としています。株主提案が増加傾向にある中、今回は19年6月総会上程の議案の中から、社会的にも注目度の高い2件（2社）について、主に審議頂きました。   |
| 答申       | コーポレートガバナンス不全が大きな問題となっている企業の取締役選任議案については、会社側、提案株主側双方の説明会やエンゲージメントを通じて得られた情報を提供のうえ、賛否判断に至る考え方を確認頂き、問題は認められないとの答申を頂きました。グローバルに事業を展開する企業に対して、取締役報酬規程に報酬返還条項を加えることを求める提案に関する判断プロセスについても、同様の答申を頂きました。 |
| 当社<br>対応 | 株主提案への賛否については、中長期的な株主価値の最大化に繋がるかどうかの観点に基づいて、今後も適切な行使判断プロセスを運営してまいります。  |

開催日：2019年9月27日

審議内容：

1. 【諮問】 スチュワードシップ活動の自己評価について
2. 【諮問】 19年4～6月総会における議決権行使結果について
3. 【報告】 協働エンゲージメントの実施状況について

答申及び対応概要：

以下の通り、外部諮問委員による活発な議論、答申を頂きました。

#### 1. 【諮問】 スチュワードシップ活動の自己評価について

|      |   |
|------|---|
| 諮問内容 | 日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対する当社の取り組みや自己評価の内容、および記載の方向性について審議して頂きました。   |
| 答申   | 原則1～7に対する取り組み内容、自己評価について特に問題無いとの答申を頂きました。<br>エンゲージメントにおいて環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）のうち「社会」をテーマとしたものの件数増加に関連し、具体的なアジェンダの状況について質問を頂きました。<br>お客様への報告に使用する「スマートフォーマット※」の普及状況について質問を頂きました。<br>今秋発刊予定のスチュワードシップ・レポートに掲載する図表において、改善すべき点についてご指摘を頂きました。<br><small>※スチュワードシップ責任推進委員会による、運用各社共通の報告様式</small> |
| 当社対応 | 「社会」をテーマとしたエンゲージメントでは、ダイバーシティの観点から女性の活躍を後押しするものが増えていることを説明しました。<br>スチュワードシップ活動の对外発信について、答申に沿って解り易さを高める工夫を致します。  |

#### 2. 【諮問】 19年4～6月総会における議決権行使結果について

|      |  |
|------|--|
| 諮問内容 | 当社の議決権行使の結果につき、議決権行使ガイドラインの変更の影響も交え、賛成比率（反対比率）の前年との差異等について説明し、審議して頂きました。                       |
| 答申   | 議決権行使判断に至るプロセスは適切との答申を頂きました。<br>役員退職慰労金支給議案に関し、運用各社で反対比率にばらつきがある点について質問を頂きました。                 |
| 当社対応 | 当社は、年功的な退職慰労金から業績連動報酬への移行を過去数年に渡ってお願いしており、本年1月の議決権行使ガイドライン改定で原則反対としたこと、および他社との基準の違いについて説明しました。 |

#### 3. 【報告】 協働エンゲージメントの実施状況について

|      |   |
|------|---|
| 報告内容 | 一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム（IICF）での活動内容、アジェンダ（テーマ、予定）、の進捗状況について報告しました。 |
| 議論内容 | アジェンダの決定プロセス、エンゲージメントの進め方などについて質問を頂き、運営状況について説明しました。            |
| 当社対応 | 効果、効率性、個別のエンゲージメントとの相互補完を考慮しつつ、積極的に取り組んでいきます。                   |

開催日：2019年11月22日

審議内容：

1. 【諮問】 議決権行使ガイドラインの改定について
2. 【諮問】 ガイドライン解釈の適切性について
3. 【報告】 スチュワードシップ活動の状況について

答申及び対応概要：

以下の通り、外部諮問委員による活発な議論、答申を頂きました。

### 1. 【諮問】 議決権行使ガイドラインの改定について

|      |   |
|------|---|
| 諮問内容 | 当社ではコーポレートガバナンスに係る政策の動向等も踏まえ、議決権行使ガイドラインの改定について検討を重ねてきました。今回はその改定内容について審議頂きました。具体的な項目は以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 不祥事類型の追加</li><li>● 取締役会に占める独立社外取締役割合 1/3 基準の適用範囲を全投資先企業に拡大。</li><li>● 親会社等を有する企業の適用範囲拡大と、独立性判断基準の厳格化</li><li>● 剰余金処分議案におけるキャッシュリッチ企業に対する判断基準の厳格化</li></ul> |
| 答申   | 改定内容は妥当との答申を頂きましたが、実際の判断の際に定性判断となる事例が出てくる可能性があり、その場合は行使判断プロセスの適切性について諮問委員会での審議が必要になるとのご指摘を頂戴しました。   |
| 当社対応 | 今回のガイドライン改定では、原則基準を満たす場合でも、コーポレートガバナンスに問題がある場合は反対する必要があることを明記しました。実際に反対する場合には、ご指摘の通り行使判断プロセスの適切性について諮問委員会で審議して頂くこととします。   |

### 2. 【諮問】 ガイドライン解釈の適切性について

|      |   |
|------|---|
| 諮問内容 | 過去に適切性を諮問済みの基準と同一基準で判断した事例について 1 件、審議して頂きました。 |
| 答申   | 議決権行使判断に至るプロセスは適切との答申を頂きました。                  |
| 当社対応 | 今後も諮問委員会への諮問・答申の活用により、議決権行使の可視化を推進します。        |

### 3. 【報告】 スチュワードシップ活動の状況について

|      |   |
|------|---|
| 報告内容 | 2019年11月公表予定の「スチュワードシップ・レポート 2019/2020」の内容について報告しました。   |
| 議論内容 | ポートフォリオの温室効果ガス排出量の将来推計などについてご質問がありました。  |
| 当社対応 | 構成比の高いパッシブ運用が全社ポートフォリオの温室効果ガス排出量の将来的な方向感を大きく左右すること、また、パッシブ運用はインデックスに組み入れられている企業の株式は保有をせざるを得ず売却ができないことから、温室効果ガス排出量の抑制は長期的なエンゲージメントで対応していく方針であることをご説明致しました。 |

開催日：2020年3月4日

審議内容：

1. 【諮問】 スチュワードシップ・コードの原則への対応方針について
2. 【諮問】 議決権行使ガイドライン解釈の適切性について

答申及び対応概要：

以下の通り、外部諮問委員による活発な議論、答申を頂きました。

1. 【諮問】 スチュワードシップ・コードの原則への対応方針について

|      |   |
|------|---|
| 諮問内容 | 当社ではスチュワードシップ・コード（以下、「SSC」）の改訂に対する対応方針について検討を重ねてきました。今回は <b>SSC</b> の改訂に対する対応方針について審議頂きました。具体的な項目は以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮については、既に対応ができており、新たな対応は特段不要。</li><li>● 外観的に利益相反が疑われる議案や 議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等に関する賛否理由の公表については新たに対応する。</li><li>● 議決権行使助言会社については、サービスの具体的な活用方法は公表しているものの、該当助言会社の名称を公表していないことから社名の公表を検討する。</li></ul> |
| 答申   | SSC 改訂の背景などについてのご質問を頂き、対応方針は妥当との答申を頂きました。   |
| 当社対応 | SSC 改訂を踏まえ、当社ウェブサイトの公表事項を更新することとします。  |

2. 【諮問】 議決権行使ガイドライン解釈の適切性について

|      |  |
|------|--|
| 諮問内容 | 議決権行使ガイドラインの解釈の適切性について 2 件、審議して頂きました。 <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 剰余金処分議案に係る財務基盤脆弱の適用について<br/>財務基盤脆弱については、自己資本比率等の水準で判断しているが、一部の業種では適用外となっている。適用外業種についても一定の比率で財務基盤脆弱と判断する。</li><li>(2) 買収防衛策の発動の是非を諮る総会議案の対応について<br/>当社ガイドラインの基準を満たす買収防衛策のもとで新株予約権の無償割り当て（対抗措置の発動）を実施する議案について、個別に判断した結果、持続的な株主価値向上のためには賛成が適切と判断する。</li></ol> |
| 答申   | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 上記考え方を適用した場合の反対数の変化や過剰配当企業に対する基準の確認等があり、適用外業種についても一定の比率で財務基盤脆弱と判断するプロセスは適切との答申を頂きました。また、今後、新型コロナウイルスの影響を考慮する必要があるのではないかと意見を頂きました。</li><li>(2) 会社発表の経営改革プランに対する評価の確認等があり、賛成とする判断に至る考え方は適切との答申を頂きました。</li></ol>  |
| 当社対応 | 新型コロナウイルスの影響に対する議決権行使方針については、今後も諮問委員会への諮問・答申の活用により、議決権行使の適切性を確保します。  |

以上